

# 美術関係教科の内容構成に関する歴史的考察

## —粘土細工から彫刻への変遷—

有田洋子\*

Yoko ARITA

Historical Considerations on the Subject of the Arts in Schools

— Changes from Clay Work to Sculpture —

### 要 旨

美術関係教科における彫刻が現在のような芸術表現としての位置づけとなった歴史的経緯を、明治初期から平成初期までの学習指導要領等の法令の検討から、次のように明らかにした。(1) 粘土細工としての位置づけの時期：明治期から昭和21年頃までは、手工・工作に規定された粘土細工であった。(2) 粘土細工から彫刻への過渡期：昭和22年から昭和30年頃までは工芸的な彫刻と芸術表現としての彫塑表現が共存した過渡期であった。また、従来は工作の一分野でしかなかった彫刻が、教科内容として単独で高等学校の図画と工作の両方に規定され、図画においては絵画の次に表記された。(3) 芸術表現としての彫刻が位置づけられた時期：昭和31年版高等学校要領で、彫刻は芸術科美術の内容に規定され、芸術科工芸からは完全になくなった。(4) 彫刻から彫塑への名称移行期(安定期)：昭和33年版小中学校要領においても彫刻が規定された。これによって小中高等学校全段階で、芸術表現としての彫刻が規定された。芸術表現としての彫刻の位置づけが安定していった。ただ名称は「彫塑」が用いられた場合があった。(5) その後一再び彫刻へ、そして立体へ：平成元年から高等学校では「彫刻」へ再び名称が改められた。また昭和52年から絵画や彫刻といった枠にとらわれず、表現としての性格をより強めるため、小学校では「立体」という概念及び名称へ転換していった。さらに徐々に絵画と彫刻をひとまとめにして内容が規定されだした。

【キーワード：美術教育史、手工、工作、粘土細工、彫塑、彫刻、学科目】

### 1. 本稿の目的

現在、鳥根大学教育学部美術講座の研究分野は、絵画、彫刻、デザイン、工芸、美術理論・美術史、美術科教育である。他大学でも似たような分野構成になっている。このような分野構成になったのは大学院が設置されてからのことである。そこに至るまでには歴史的経緯がある。それは美術という教科内容の歴史的経過と密接に関連している。今回は教科内容において、彫刻が絵画の次に位置するようになった歴史的経過を検討したい。教科内容学の開発と推進のための基盤として、教科内容の歴史的経緯を解明することも必要と思われるからである。

彫刻は今でこそ芸術表現として広く一般にも認められている。ただ、彫刻の概念は明治期になって西洋から入ってきたものである。それ以前は彫刻の概念はなく、土や石の加工は職人の仕事とみなされていた<sup>1</sup>。それゆえ明治期はまだ粘土による製作は、芸術表現というよりも、職人の手仕事や細工とみなされていた。その時代における彫刻観が、美術科教育における彫刻の位置づけにも関係したであろう。比較的早い時期から芸術表現として認められた絵画とは異なり、彫刻は現在のような絵画と並ぶ芸術表現として位置づけられるには時間を要した。本稿は美術関係教科における彫刻が現在のような位置づけ

となった歴史的経緯を明らかにする。

研究方法は、学校教育で普通教育としての美術科教育が始まった明治初期から平成初期までの、美術関係教科に関する学習指導要領等法令に記された彫刻関係内容の検討を軸とする。教科書掲載作品を検討する方法もあるが、教科書は学習指導要領等法令に基づき作られているので、まず前者の検討を行うこととしたい。教科書掲載作品に関しては、現在入手困難な初期のものの一部を紹介するにとどめ、詳細な検討は別稿に譲る。

先行研究に上野省策・梶田幸恵『粘土細工から彫塑教育へ』(昭和55年)<sup>2</sup>がある。同書の「V粘土細工から彫塑教育へ—日本の彫塑教育史—」で上野は、法令や教科書や教育運動等の様々な要素からなる概観を示し、戦後に芸術教育としての彫塑教育が始まったというところまで指摘している。本稿は戦後の出発点をより詳細に検討したい。

なお、当該内容の呼称は彫刻、あるいは彫塑と時期等によって違うが、本稿では引用を除き一般的に論じる際は彫刻で統一することとする。また工作に芸術表現は含まれるのか否かという問題もあるが、本稿では工作はより技術的なものとして、芸術表現は副次的にあるものとして扱うこととしたい。

\* 鳥根大学教育学部芸術表現教育講座

ちなみに、現在の大学の研究分野構成に通ずる、昭和39年の学科目制度で規定された学科目は、絵画、彫塑、構成、美術理論・美術史、美術科教育であった。ここで彫塑以外の学科目について概要を紹介しておく。

絵画は学制以降、現在に至るまで最も安定している。学習指導要領等での扱いも教育内容として常に第一番目に挙げられる。大学での学科目の並びもそうである。

構成はデザインと工芸を内容とする。現在も学部学科目では構成のはずであるが、大学院の研究分野としては構成ではなく、デザインや工芸とする場合が多い。構成という名称や内容は、東京教育大学・筑波大学の美術教育研究が関係していると思われる。また教育大学協会第二部会美術部門は工芸を独立させる請願を文部省に毎年出し続けたが実現しなかったという。大学院設置に際して、研究分野として工芸を独立させるところがほとんどであった。構成、デザイン、工芸の成立過程も興味深いものがある。

美術理論・美術史は、学科目制度発足以前は明確に位置づけられていなかったが、発足後は安定している。研究分野・学問として美学や美術史は歴史もあり、研究者の層も厚い。学科目制度発足以前から専門家が在職した場合もあった。国立大学法人化以降は人員削減のためか人員不在となっている大学も幾つかある。

美術科教育は、学科目制度発足以前は明確に位置づけられていなかった。発足後人的配置はなされても、研究内容と整合性のあるプロパー教員が配置されたのは、全国的には大学院設置の頃を待たねばならなかった。詳しくは別稿に記した<sup>3</sup>。

## 2. 粘土細工から彫刻への変遷の概観

明治初期から平成初期までの美術関係教科の学習指導要領等法令での彫刻関係内容の扱われ方を、次の五時期に区分した。

- (1) 粘土細工としての位置づけの時期
- (2) 粘土細工から彫刻への過渡期
- (3) 芸術表現としての彫刻が位置づけられた時期
- (4) 彫刻から彫塑への名称移行期（安定期）
- (5) その後—再び彫刻へ、そして立体へ

その変遷の概観を下記と図1に示す。なお美術関係教科名称の変遷も図2に示しておく。また本稿末に資料として、学習指導要領等の法令に示された彫刻関係箇所引用や概要をまとめておく。

### (1) 粘土細工としての位置づけの時期

最初、美術関係教科は「図画」と「手工」、昭和16年以降「図画」と「工作」の二つであった。粘土細工や彫刻の内容は手工・工作で扱われた。明治19年からの「手工」、昭和16年からの「芸能科工作」の教科において、芸術表現としての彫刻ではなく、手工・工作的な「粘土細工」が位置づけられていた。

教員養成大学・学部の前身である師範学校においても同様の位置づけであった。

### (2) 粘土細工から彫刻への過渡期

昭和22年版「学習指導要領図画工作編（試案）」で示された教科内容の「粘土による表現」には、工芸的な彫刻と芸術表現としての彫刻とがあった。

昭和26年版「学習指導要領図画工作編（試案）」では、工芸的な彫刻と芸術表現としての彫刻とがともに分化して性格を明確にした。小中高等学校全段階で、この二種の彫刻が共存した。高等学校では芸能科図画に芸術表現としての「彫刻」、芸能科工作に工芸的な「彫刻」が規定された。芸能科図画において彫刻は絵画の次に表記された。従来は工作の一分野でしかなかった彫刻が、高等学校で初めて教科内容として単独で規定された。

なお、昭和24年に師範学校は教員養成大学・学部に移行した。美術関係教室/研究室は、図画と工作、絵画と工芸、美術第一と美術第二といった二室体制になった大学が多かった。彫刻は、工作・工芸・美術第二に置かれた。大学移行後初期は、研究分野を工作/工芸とする教官と、彫刻/彫塑とする教官とがあった。この様相は概ね昭和39年頃まで続いた。

### (3) 芸術表現としての彫刻が位置づけられた時期

昭和31年に高等学校の「芸能科図画」と「芸能科工作」は「芸術科美術」と「芸術科工芸」と改称した。同年版高等学校学習指導要領で、彫刻は芸術科美術の内容として絵画の次に規定され、芸術科工芸からは完全になくなった。まず高等学校で芸術表現としての彫刻が独立した。

### (4) 彫刻から彫塑への名称移行期（安定期）

昭和33年版小中学校学習指導要領においても彫刻が規定された。これによって小中高等学校全段階で芸術表現としての彫刻が規定された。従来のように工作の一部としてではなく独立して規定された。その表記順序もほぼ絵画に次ぐ位置に落ち着いた。ただ名称は高等学校では「彫刻」、小中学校では「彫塑」であった。彫造も塑造も包括する名称として彫塑が採用されたと思われる。さらに昭和43・44・45年版要領では、小中高等学校全て「彫塑」という呼称に統一された。

教員養成大学・学部でも、昭和39年学科目制度発足により学科目「彫塑」を置くこととなった。

### (5) その後—再び彫刻へ、そして立体へ

その後、平成元年から中等高等学校では「彫塑」から「彫刻」へ再び名称が改められた。また、小学校では昭和52年から絵画や彫刻といった枠にとらわれず、表現としての性格をより強めるため「立体」という概念及び名称へ転換していった。各学校段階で徐々に絵画と彫刻をひとまとめにして内容が規定されだした。

また、教科教育専攻大学院が昭和40年頃から次々と設置されていった。この頃から彫刻を内容としていても、各大学院によって様々な名称で研究分野名が示されだした。

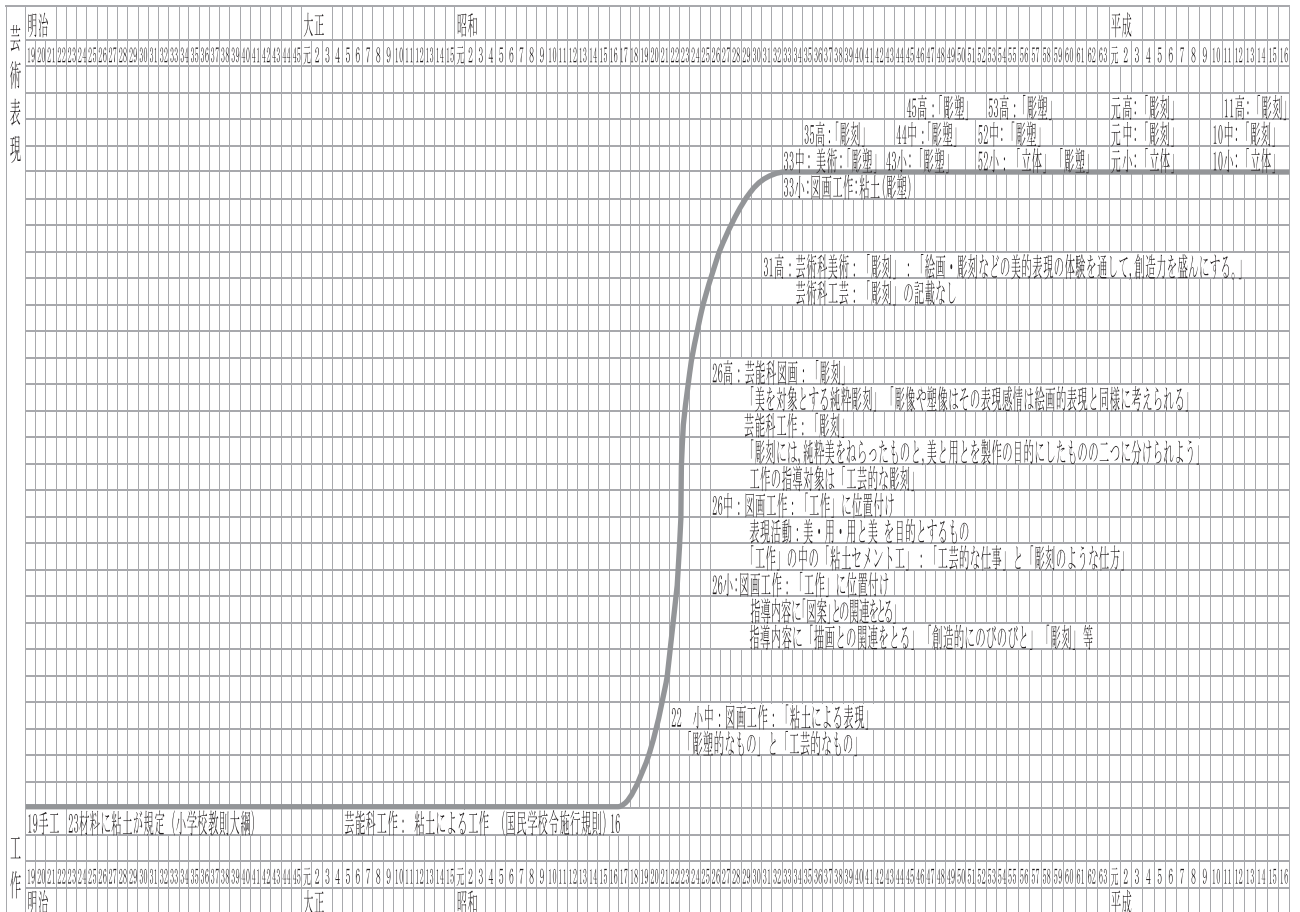


図1 粘土細工から彫刻への変遷の概念図

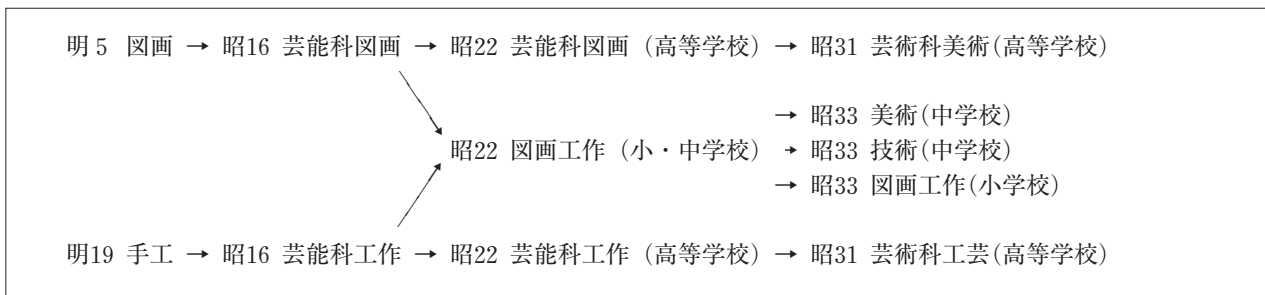


図2 美術関係教科名の変遷

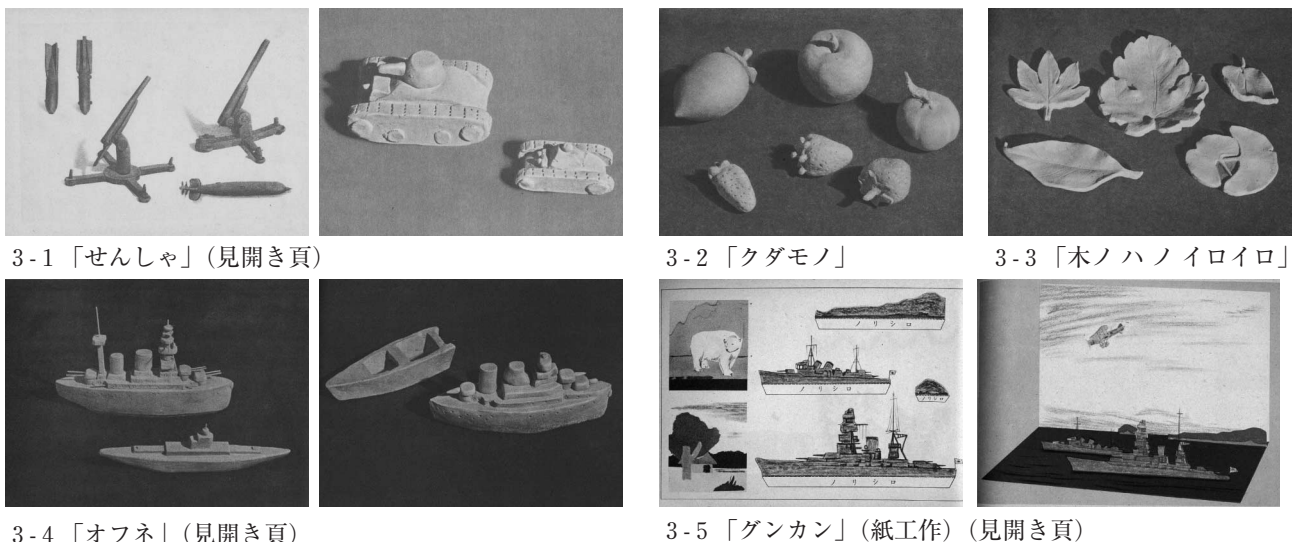
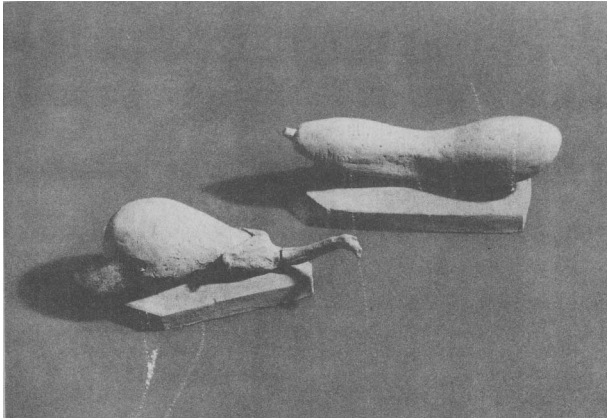
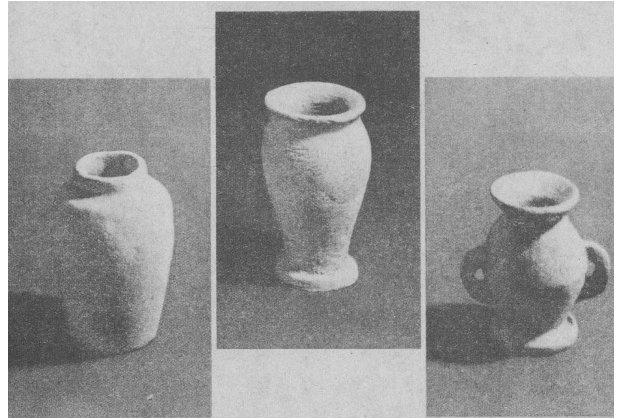


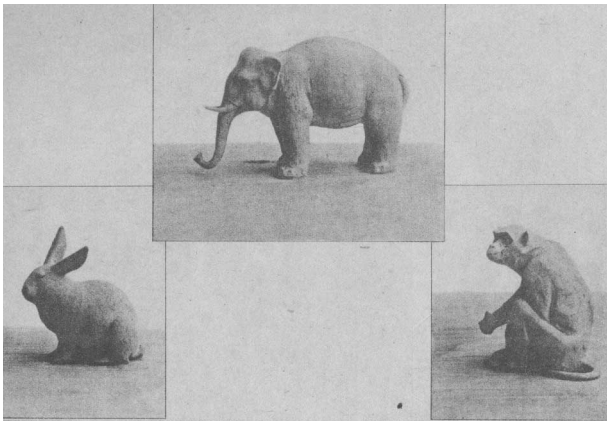
図3 『エノホン』(昭和16年)



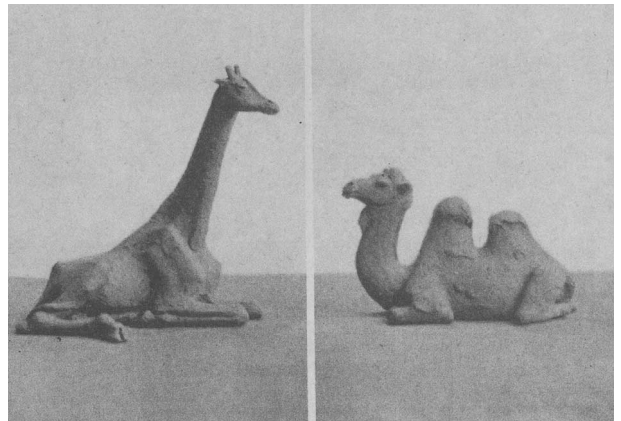
4-1 「ヤサイ ソノニ」



4-2 「花ビン ソノニ」



4-3 「ケモノ ソノ一」



4-4 「ケモノ ソノニ」

図4 『初等科工作』(昭和18年)

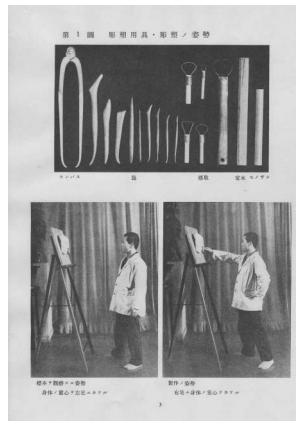
師範工作 本科男子用 卷一

目 次

第1章 彫 塑..... 1	3 園藝用木枠..... 41
1 面ノ模刻..... 1	4 黒 板..... 43
2 石膏取..... 9	5 教授用製圖用具..... 45
3 胸像ノ模刻..... 10	6 卓 子..... 47
第2章 「セメント」工..... 17	7 箱..... 49
1 「セメント」工概説..... 17	8 椅子..... 51
2 通路鋪裝..... 23	9 手押車..... 53
3 排水溝..... 24	10 書 棚..... 55
4 水 槽..... 25	11 建築模型..... 57
第3章 木 工..... 27	12 工作臺..... 61
1 木 材..... 27	13 「ボート」..... 65
1 木材ノ木取..... 27	14 調 車..... 68
2 木材ノ乾燥..... 29	3 木工機械..... 71
3 木材ノ伸縮..... 31	1 鋸 盤..... 71
4 木材ノ外觀..... 33	2 圓鋸盤..... 71
5 木材ノ硬度及ビ強度..... 33	3 鉋 盤..... 73
6 木材ノ缺點..... 35	4 角鋸盤..... 73
2 製 作..... 37	5 面取盤..... 74
1 工具箱..... 37	6 木工旋盤..... 76
2 梯 子..... 39	7 木工機械取扱上ノ注意..... 77

図5 『師範工作』(昭和18年)

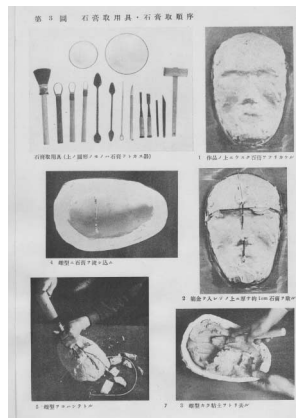
5-1 目次



5-2 「彫塑用具・彫塑ノ姿勢」



5-3 「面ノ模刻順序」



5-4 「石膏取用具・石膏取順序」



5-5 「胸像彫塑順序」

### 3. 各時期の様相

#### (1) 粘土細工としての位置づけの時期

学校教育における普通教育としての美術教育は、明治5年の学制に規定された「図画」と、明治19年の小学校令に基づく「小学校ノ学科及其程度」に規定された「手工」に始まる。つまり「図画」<sup>4</sup>と「手工」という二つの教科として始まった。その後、昭和16年3月の国民学校令公布により、教科は国民科、数理科、鍛錬科、芸能科に再編され、芸能科に音楽、習字、図画、工作、裁縫(女子)、家事(女子)の科目が属することになった。尋常・高等小学校も国民学校初等科・高等科と改称した。「図画」は「芸能科図画」、「手工」は「芸能科工作」<sup>5</sup>に改称された。中学校においても図画と工作が行われた。

そして彫刻的内容の原型は手工・工作で扱われた。明治24年の「小学校教則大綱」に、手工において粘土を材料とすることが明記された<sup>6</sup>。それ以降、芸能科工作になっても粘土は主な材料であり続けた。ただ、「小学校教則大綱」の手工科要旨「第十三条 手工ハ眼及手ヲ練習シテ簡易ナル物品ヲ製作スルノ能ヲ養ヒ勤勞ヲ好ムノ習慣ヲ長スルヲ以テ要旨トス」を見てもわかるように、芸術表現としての彫刻というより、粘土による細工や模作という性格が強いものであった。

昭和16年、国民学校令施行規則においても芸能科工作で粘土による工作を課すことが規定された。粘土細工としての位置づけが続いていたことは、教科書からもうかがえる。昭和16年の国民学校令公布に合わせて発行された国定教科書に『エノホン』『初等科図画』『初等科工作』があった。国民学校初等科一・二年生用の『エノホン』は、図画と工作を総合した点が画期的であった。『エノホン』において彫刻的内容が示された図版を図3に示す。これらからも芸術表現としての彫刻というよりも、粘土による細工・模作であったことが見て取れる。「せんしゃ」(図3-1)の砲弾はプラモデルのようで、「クダモノ」(図3-2)はままごとで使うおもちゃのようである。紙工作の「グンカン」(図3-5)と並べてみると、粘土で作られた「オフネ」(図3-4)はいかにも粘土細工という印象がする。『初等科工作』の彫刻的内容の図版も図4に示しておく。こちらも『エノホン』と同様の傾向である。「ヤサイ」も「花ビン」も「ケモノ」もどれも細工・模作という印象がする。やはり芸術表現というより粘土技術に重きが置かれたと思われる。なお、本来は通常常に立っているはずのキリンが粘土で作る都合のためであろう、座った格好となっているのが面白い。

さて、この時期、教員養成大学・学部の前身である師範学校的美術関係教科も「図画」と「手工」<sup>7</sup>(昭和16年以降「図画」と「工作」)の二つであった。教官も図画か手工(工作)の何れか、または両方を担当した。そして彫刻的内容は手工・工作で「彫塑」という名称で扱われた。ただ、彫塑と言っても模刻による制作であった。そのような彫塑が手工・工作で扱われたことは、師範学

校の教科書からわかる。中等学校の一つであった師範学校は、昭和18年の師範学校令により官立専門学校となった。官立師範学校の教科書として文部省編『師範図画』と『師範工作』が発行された。彫塑は『師範工作』で扱われた。『師範工作』の目次と内容を図5に示す。目次には彫塑、「セメント」工、木工が示される。彫塑という表記であるが、その細目には「面ノ模刻、石膏取、胸像ノ模刻」とあり、芸術としての彫塑表現ではなく、彫塑技術の習得が目的であったと思われる。掲載された図版も芸術作品というより手順工程図という印象がする。図5-5「胸像彫塑順序」には、手本としてののっぺりとした彫塑像が用いられる。図5-2は「面ノ模刻」の「彫塑用具・彫塑ノ姿勢」であるが、この前頁には用具、準備、姿勢、製作について非常に事細かに注意書きがなされている。例えば準備では「台板ノ左方ニ標本ノ面ヲ掛ケ、右方ニ長サ約12cmト約15cmトノ2本ノ角材ヲ十字形ニ組合ハセタ心木ヲ打チツケ、更ニ〔以下略〕」、姿勢では「三脚架ニ向ヒ1歩ノ距離ニ位置シ、右手ヲ身体カラ直角ニ伸バシテ〔以下略〕」といった記述が2頁にわたって続く。そして製作の最終段落に「コレデーツノ模刻ガデキタノデアアルガ、コノ模刻ハタダ一回試ミタダケデハ要領ヲ得ルモノデハナイカラ、時間ノ許ス限り何回モ繰リ返シ試ミル要ガアル」とある。やはり表現というより技術としての彫塑であったのであろう。

この時期は彫刻を専門的研究とする教員は小学校から師範学校までどの学校種でも少数しかいなかった。図画科内容は美術としての絵画内容に近く、絵画研究を自分の専門とする教員は数多くいた。美術学校の日本画科・西洋画科出身の教員も少なからずいた。それに対して手工・工作科内容は教員の出身校も多岐にわたり、彫刻研究を自分の専門とする教員は稀であった。美術学校の彫刻科出身の手工・工作科教員自体が少ない。彫刻作品を展覧会に出品している教員は皆無ではないがさらに稀であった。

なお、美術作品の「彫刻」は大正時代から鑑賞教材としては取り上げられていた。鑑賞では「彫刻」という呼称も使われていた。その後も現在に至るまで鑑賞教材としての彫刻は安定している。

#### (2) 粘土細工から彫刻への過渡期

戦後、徐々に粘土細工は彫刻へ移行していく。粘土細工が芸術表現としての彫刻へ一挙に移行したわけではなく、工芸的な彫刻が出現した。この時期、工芸的な彫刻と芸術表現としての彫刻が共存した。昭和22年版と昭和26年版の学習指導要領図画工作編(試案)に見られる過渡期的兆候を整理したい。またこの時期に師範学校は大学に移行した。大学美術講座の様相も触れておく。

##### ① 昭和22年版学習指導要領図画工作編(試案)

昭和22年5月に学校教育法施行規則が公布された。そこに戦前の「図画」「工作」の二つの教科を統合するような形で、小・中学校に「図画工作」の教科が出現した。

さらに学校教育法施行規則に教育課程と、教育内容とその取扱いは学習指導要領の基準によることが示された。

そして同年5月に「学習指導要領図画工作編（試案）」が発行された。あくまでも試案で、地方教育委員会が実情に応じて実施すべきとされたもので、文部省告示として法的拘束力を持つようになったのは昭和33年版からであった。昭和22年版は戦前の反省・否定が基盤にあった。ただ、その作成に関わった山形寛は従来の図画・工作教育で実施されてきたことが多分に残り、CIEの指示が未消化に混入していると述べる<sup>8</sup>。昭和22年版は新たな芸術表現としての彫刻の出現と、従来の粘土細工の名残が見て取れる。

昭和22年版の内容は、描画、粘土による表現、色彩、形態、図案、製図、紙工、木竹工、金工、手芸、セメント工、材料があり、その利用法を考えて作る、目的がきまり、材料組み立て方を考えて作る、工具・備品の扱い方、美術常識、鑑賞と16種類にもわたった。それらを第1-9学年のどの学年にどう指導するかも記された。

このように教科内容に「彫刻」という項目はないものの「粘土による表現」があった。名称に粘土による「細工」ではなく「表現」という言葉が用いられた。表記順序も描画の次に位置した。紙工、木竹工、金工等のいわゆる工作教材とは離れた位置にあった。表記順序にも意味があろう。描画の次に置かれたことは、絵画つまり芸術表現に近いということであろう。資料7に示した指導方法にも「粘土による表現は、表現材料が変わるだけで、表現の態度とか、気持とかは、描画とあまり変わらない」と記された。このように「粘土による表現」は工作から離れて芸術表現へ移行しつつあった。

ただ一挙に芸術表現としての彫刻に移行したわけではない。「粘土による表現」には「彫塑的なもの」と「工芸的なもの」があるとされた。「工芸的なもの」に粘土細工の名残がうかがえる。それは粘土細工に美的要素が加わって、粘土細工と芸術表現としての彫刻との中間のようなものとして出現したと思われる。「彫塑的なもの」と「工芸的なもの」は第5・6学年の指導方法で記された（資料7）。さらに第5学年にのみ設けられた「第五学年の図画工作指導」の「注意」で「彫塑的なものは、描画に匹敵する価値を持っており、やきもののような工芸的なものは、他の工芸的なものに匹敵する価値を持っている」と記された。このように「粘土による表現」には芸術表現だけではなく工芸的な彫刻も含まれていた。

また、資料7に示した各学年の指導目標と教材例からも、芸術表現としての彫刻と工芸的な彫刻が入り混じった様子が見て取れる。指導目標を見ると、表現と表記されつつも、その練習が大半を占めるようでもある。教材例には、戦前と同様の模作のようなものもあれば、構想による表現もあった。

なお、紙工、木竹工、金工、セメント工は、扱う素材は紙、木、金属、セメント・石膏で彫刻材と成り得る。ただ、教材ごとに記された指導目標や教材例<sup>9</sup>からすると、彫刻ではなく工作のような内容のものと判断される。

以上のように、昭和22年版要領の「粘土による表現」には工芸的な彫刻と芸術表現としての彫刻が含まれた。

粘土細工から離れて芸術表現へ移行しつつあった。そして次の昭和26年版要領で工芸的な彫刻と芸術表現としての彫刻にさらに分化していく。

## ②昭和26年版学習指導要領図画工作編（試案）

昭和26年12月に「学習指導要領図画工作編（試案）」が改訂・発行された。昭和22年版に引き続き、工芸的な彫刻と芸術表現としての彫刻が共存していた。当時の生活主義が反映され、昭和26年版は工芸的な彫刻の位置づけを強めたような印象を受ける。ただ、工芸的な彫刻が分化して明確になるとともに、芸術表現としての彫刻もその性格を明確にした。

昭和26年版要領は小学校用と中学校・高等学校用の二冊に分かれた。後者は一冊にまとめられているが、その中身は中学校と高等学校に分けても記された。高等学校はさらに芸能科図画教育課程と芸能科工作教育課程に分けて記された。それぞれ規定された内容を資料8に示す。

小・中学校では教科内容に彫刻は単独では示されず、彫刻の内容は工作に含まれていた。高等学校では彫刻は図画教育課程と工作教育課程の両方に示された。以下のような箇所、粘土細工から彫刻への過渡期的兆候が見える。要領の表記の詳細は資料9-12に示しておく。

小学校の教材例には器物や模型といった粘土細工の名残と、芸術表現としての彫刻の両方が見て取れる。前者に関しては、第4-6学年の指導内容に「図案」との関連を図るという注意が示された。これは工芸的な彫刻というような意味であろう。後者に関しては、第1-3学年で「のびのびと作る」、第3-6学年で「描画との関連をとる」等の注意がなされた。さらに第5・6学年の指導内容に「粘土で動物・植物・人物などの簡単な彫刻をする」とあり、「彫刻」の呼称が使われている。目標の一つ「造形的表現力を養うこと」に関しても「絵画・彫刻その他の製作物による造形的な表現力の養成を分担すべきものは、図画工作である」とあり、ここでも「彫刻」と表記された。これらは芸術表現としての彫刻というような意味であろう。手工・工作時代の技術重視の粘土細工からの変化が見える。このように昭和26年版小学校では工芸的な彫刻と芸術表現としての彫刻が共存していた。

中学校も小学校同様に彫刻的内容は工作に含まれ、工芸的な彫刻と芸術表現としての彫刻が共存していた。「1. 図画工作指導内容の範囲」の「1) 表現活動」の内容の例に「(1) 絵をかいたり、彫刻したりするような美を目的とする表現活動」「(2) 説明的な図をかいたり、模型や実的なものを作ったりするような用を目的とする表現活動」「(3) 各種の図案構成をしたり、工芸的なものを作ったりするような用と美とを目的とする表現活動」等が示された。表現活動自体、美を目的とするもの、用を目的とするもの、その両方を目的とするものが共存していた。なお(1)では絵と彫刻が並列された。

さらに、工作の指導内容の参考の項目には、木工、金工、粘土セメント工、その他工作があった。この中で彫刻的内容と判断されるものは粘土セメント工で、それに関する箇所を資料10に示す。その備考に、粘土セメント

工には「工芸的な仕事」と「彫刻のような仕方」があると明記された。粘土セメント工に、工芸的な彫刻と芸術表現としての彫刻が両方含まれていたことがうかがえる。ただ、各学年の製作題材を見てみると、その多くは工芸的な彫刻と思われるものであった。

以上のように、小・中学校とも規定上は彫刻的内容は工作に分類され、工芸的な彫刻と芸術的表現としての彫刻の二つが含まれた。また表記にも「彫刻」が使われ、絵画の次に置かれ、芸術表現としての彫刻の位置づけが明確になったように見える。ただ、当時の生活主義を反映して工芸的な彫刻という位置づけも明確になった。工芸的な彫刻と芸術表現としての彫刻の分化が進み、それぞれの性格が明確になっていったと言える。

高等学校芸術科図画及び芸術科工作でも、両科の内容に「彫刻」が規定された。それぞれ「彫刻」を規定した理由が記された。資料11・12に示す。芸術科図画では「彫像や塑像はその表現感情は絵画的表現と同様に考えられる」、「粘土を表現材料」として彫刻を芸術科図画の指導内容に加えたとされた。彫刻は絵画に次ぐ位置で表記された。「彫刻の意義」の項目には「美を対象とする純粋彫刻」という表記もされた。芸術科工作では、彫刻には純粋美を目的にしたものと、美と用を目的にしたものがあり、工作では後者の工芸的な彫刻を指導対象にすると示された。

このように高等学校では、芸術表現としての彫刻と工芸的な彫刻の分化がさらに進み、前者は芸術科図画に、後者は芸術科工作に、共に「彫刻」の名称で規定された。まさに過渡期らしい様相であった。また、教科内容に「彫刻」が初めて単独で規定されたことも特筆すべきことである。昭和22年版要領でも「粘土による表現」と単独で規定はされているが、16種類もの教材が羅列された中のものである。昭和22年版と比べて独立の度合いはずっと高くなったと思われる。

以上のように、昭和26年度版要領でも小中高等学校全段階で、工芸的な彫刻と芸術表現としての彫刻が共存していた。そして従来は工作の一分野でしかなかった彫刻が、高等学校において初めて単独で規定された。しかも芸術科図画に芸術的表現としての「彫刻」、芸術科工作に工芸的な「彫刻」が規定された。このように粘土細工から彫刻への移行は進んでいった。

### ③教員養成大学・学部における様相

この時期、昭和24年の国立大学設置法により新制大学が発足した。多くの師範学校は教員養成大学・学部に移行した。移行して暫くの間は、師範学校における「図画」「工作」を引き継ぎ、大学・学部の教室/研究室は「図画」「工作」あるいは「絵画」「工芸」の二室体制であったところが多い。「美術第一」「美術第二」という名称とした大学もある。「美術第一」は「図画」「絵画」と、「美術第二」は「工作」「工芸」と対応していた。彫刻あるいは彫刻的内容は、工作・工芸・美術第二に置かれた。教員養成大学・学部の初期は専門分野が工作/工芸の教官がいた場合<sup>10</sup>、彫刻/彫塑の教官がいた場合とがあった<sup>11</sup>。時代が進むにつれ後者の場合が徐々に増えていったとはいえ、このような様相は概ね昭和39年頃まで続いた。

### (3) 芸術表現としての彫刻が位置づけられた時期

昭和31年に「芸術科美術」「芸術科工作」は「芸術科美術」「芸術科工芸」に教科名が変わった。同年改訂の「高等学校学習指導要領芸術科編」では、芸術科美術の内容は、絵画、彫刻、美術概論の三つとされた。彫刻は、写実的彫刻、抽象的彫刻、鑑賞に分類された。さらに「芸術科美術の目標」に「(1)絵画・彫刻などの美的表現の体験を通して、創造力を盛んにする」、「彫刻の指導目標」に「(1)彫刻は、作者の思考と感情との統一された表現であって、感動に基づいて芸術的に創造されるものであることを体得する」、「彫刻の指導上の注意」に「(1)彫刻の表現では、創造的表現を尊ぶように留意する」と記された。そして、芸術科工芸の内容は、デザイン、製作、工芸概論の三つとされ、彫刻はなくなった。

粘土細工・工作・工芸とは別の、芸術表現としての彫刻が高等学校で初めて実現した。美術の教科内容において芸術表現としての彫刻が独立した。要領上そして美術科教育上の位置づけは以後も続く。

### (4) 彫刻から彫塑への名称移行期(安定期)

昭和33年、中学校の図画工作科は美術科へ名称が改められた。同年、技術科が新設された。芸術性・創造性を主体とした表現や鑑賞に関するものは美術科で、生産的技術に関する部分は技術科で扱うこととなった<sup>12</sup>。これ以降、小学校は図画工作科、中学校は美術科、高等学校は芸術科美術と芸術科工芸というように学校段階によって異なる教科名となり、現在に至る。

この時期、小中高等学校の要領において、芸術表現としての彫刻が位置づけられた。従来のように工作の中に位置するのではなく独立して規定された。その表記順序もほぼ絵画に次ぐ位置に落ち着いた。芸術表現としての彫刻の位置づけが安定した。ただ名称は小中学校では「彫塑」とされた。従来彫刻材には粘土が主に用いられ、塑造重視の傾向があった<sup>13</sup>。資料16からも、彫造も塑造も包括するような名称として彫塑が採用されたと思われる。彫刻とほぼ同義で用いられたであろう。

昭和33年版小学校学習指導要領では、図画工作の内容は、絵、版画、粘土(彫塑)、模様(デザイン)、いろいろなものを作る、鑑賞に大別された。粘土(彫塑)は、第1・2・3学年では「粘土を主材料として、いろいろなものを作る」と項目立てられ、「彫塑的・工芸的・抽象的なもの」から任意に選んで作らせるとされた。第4・5・6学年には「彫塑を作る。」と項目立てられ、粘土が主材料にされた。第3学年までは工芸的な彫刻と芸術表現としての彫刻がまだ共存していた。第4学年からは芸術表現としての彫刻という扱いになった。

同年版中学校学習指導要領では、美術の内容はA表現とB鑑賞に分けられた。A表現は、印象や構想の表現、色や形などの基礎練習、美術的デザインの三領域とされた。印象や構想の表現に絵画、彫塑の項目が立てられた。さらに彫塑の材料に、粘土が第1学年では第二番目に、第2・3学年では第一番目に挙げられた。また、目標の第一には「絵画や彫塑などの表現や鑑賞を通して」と記され、絵画の次に「彫塑」が置かれた。中学校でも芸術

表現としての彫刻が確立した。

小中学校学習指導要領の改訂に続き、昭和35年に高等学校要領も改訂された。芸術科美術の内容はA表現とB鑑賞に分けられ、A表現は、絵画、彫刻、デザインの三領域とされた。ここでも絵画の次に彫刻が置かれた。なお彫刻材に関して粘土重視の記述があった<sup>14</sup>。

以上のように、この時期は小中高等学校全てに芸術表現としての彫刻が確認される。芸術表現としての位置づけが安定し、表記順序もほぼ絵画に次ぐ位置となった。ただし高等学校では「彫刻」、小中学校では「彫塑」という名称であった。その後、昭和43・44・45年版要領では、小学校第1学年から中学校第3学年、高等学校芸術科美術まで、全てに芸術表現として「彫塑」の名称で独立して規定された。

なお大学においては昭和39年学科目制度発足により、教育学部には、絵画、彫塑、構成、美術理論・美術史、美術科教育の学科目を置くこととなった。「彫刻」ではなく「彫塑」とされた。教育学部の学科目であるので当然ながら学習指導要領での呼称と対応させたのであろう。もし数年早く学科目制度が発足していたら彫刻という名称であったかもしれない。また、粘土細工の位置づけのままであれば構成の一分野、場合によっては技術科に含められてしまったかもしれない。学科目制度発足によって、従来、各大学により様々であった研究室や授業科目の名称が、彫塑に統一されていった。

#### (5) その後—再び彫刻へ、そして立体へ

その後の学習指導要領においても、彫刻は芸術表現として絵画に次ぐ表記順序で安定して規定された。ただ、中・高等学校では、昭和52・53年版学習指導要領までは「彫塑」という名称であったが、その次の平成元年版で再び「彫刻」という名称に戻った。

そして昭和52年版要領から独特の傾向が出現した。従来、教科内容として独立していた彫刻が、その枠を超えた表現として位置づけられようとした。昭和52年版小学校学習指導要領で「造形的な遊び」が導入された。それと関連して、絵画や彫刻といった枠にとらわれず、表現としての性格をより強めるために「立体」という名称に転換した。しかも「絵や立体で表す」といったように「絵」と「立体」が一括りにされた。この一括表記は現在まで続いている。

中・高等学校では「立体」という名称にはならなかったが、分野の枠を超えて一括りとする傾向は幾らか生じた。中学校では昭和52年版要領では第3学年の内容に「絵画と彫塑」とまとめられ、平成元年版要領では「絵画」と「彫刻」とに分けられたが、その次の平成10年版要領以降は「絵や彫刻など」とまとめられて現在に至る。高等学校では平成11年版学習指導要領から「絵画・彫刻」とまとめられて現在に至る。

教員養成大学・学部では教科教育専攻大学院が昭和40年頃から次々と設置された。学科目も学部では存続しているが、大学院は教官の専門に合致した研究分野名で構

成された。そのため、この頃から彫刻を研究内容としつつも、各大学院により様々な名称が用いられた。彫塑、彫刻、立体表現、立体造形、動造形等、多様な名称が用いられている。

## 4. 結論

本稿は、明治初期から平成初期までの普通教育における美術関係教科に関する学習指導要領等法令を検討し、粘土細工が芸術表現としての彫刻へ位置づけられていった経緯を次のように明らかにした。

(1) 粘土細工としての位置づけの時期：明治期から昭和21年頃までは、手工・工作の教科・科目内に粘土細工が位置づけられた。

(2) 粘土細工から彫刻への過渡期：昭和22年から昭和30年頃までは工芸的な彫刻と芸術表現としての彫刻が共存していた。昭和22年版要領で示された「粘土による表現」には工芸的な彫刻と芸術表現としての彫刻が含まれていた。昭和26年版要領では、工芸的な彫刻と芸術表現としての彫刻の分化が進み、それぞれの性格が明確になった。高等学校段階では芸能科図画に芸術表現としての「彫刻」、芸能科工作に工芸的な「彫刻」が規定された。芸能科図画において彫刻は絵画の次に表記された。従来は工作の一分野でしかなかった彫刻が、高等学校で初めて教科内容として単独で規定された。

(3) 芸術表現としての彫刻が位置づけられた時期：昭和31年版高等学校学習指導要領で、彫刻は芸術科美術の内容に絵画の次に規定され、芸術科工芸からは完全になくなった。まず高等学校で芸術表現としての彫刻が独立した。

(4) 彫刻から彫塑への名称移行期（安定期）：昭和33年版学習指導要領で、小中高等学校全てに芸術表現としての彫刻が位置づけられた。工作の一部としてではなく独立して規定された。その表記順序もほぼ絵画に次ぐ位置に落ち着いた。ただ名称は高等学校では「彫刻」、小中学校では「彫塑」であった。彫刻材料に粘土が主に用いられて塑造重視の傾向があったため、塑造をより想起させる名称として彫塑が採用されたと思われる。さらに昭和43・44・45年版要領では、小中高等学校全てで「彫塑」となった。

(5) その後—再び彫刻へ、そして立体へ：平成元年から中高等学校では「彫塑」から「彫刻」へ再び名称が改められた。また昭和52年から絵画や彫刻といった枠にとらわれず、表現としての性格をより強めるために、小学校では「立体」という概念及び名称へ転換していった。同様の傾向として、各学校段階で徐々に絵画と彫刻をひとまとめにして内容が規定されだした。

以上のような歴史的経過を経て、芸術表現としての彫刻が美術関係教科において位置づけられた。



## 註

1. 金子一夫『美術科教育の方法論と歴史〔新訂増補〕』（中央公論美術出版，平成15年）139-140頁。
2. 上野省策/梶田幸恵『粘土細工から彫塑教育へ』（明治図書，昭和55年）。
3. 拙論「美術教育学の制度的基盤の成立過程—島根大学における人的制度と配置—」『島根大学教育学部紀要』第45巻（平成23年）47-55頁。
4. 明治5年8月発布の「学制」，同年9月公布の「小学教則」，東京師範学校が作成した「師範学校 小学教則」（明治6年）等では，「畧画」「図画」「画学」「図画」といった様々な名称が用いられていた。その後明治10年代に教科名は「図画」に統一されていった。
5. 「手工」は「工作」にすんなり移行したわけではなく，「作業」になりそうになったことがあった。昭和13年12月の教育審議会答申に，芸能科には，音楽，習字，図画，作業，家事，裁縫の六科目が属することが示されていた。答申中の「作業」を「手工」にするため図画手工関係者の必死の運動が起こったらしい（後藤福次郎『人生工作』（文化建設社，昭和21年））。
6. 明治19年，手工は高等小学校の加設科目として，小学校令に基づく「小学校ノ学科及其程度」で制度上初めて規定された。ただその内容規定は未だなされなかった。明治23年の小学校令に基づく明治24年の「小学校教則大綱」でその内容が規定された。これにより粘土が材料として明記された。明記されていない明治24年以前に関しては，師範学校における規定から次のように推察する。明治19年の「尋常師範学校ノ学科及其程度」により木工・金工が規定され，明治25年の「尋常師範学校ノ学科及其程度」改正により粘土細工が規定された。小学校でも明治24年を境にそれより前は木工・金工を主とした手工授業，それより後は粘土を材料とした手工授業が行われたと思われる。
7. 師範学校における手工の概略を記しておく。最初期は師範学校に手工はなく図画のみであった。手工が制度上初めて出現したのは明治19年5月「尋常師範学校ノ学科及其程度」においてであった。尋常師範学校の学科に「農業手工」が示され，其程度は「手工ハ木工具金工具ノ種類用法等及工業上ノ理財ノ要略」とされた。その後，改正や高等師範学校版が出される等あったが，手工では木や金属を扱うとされた。手工の内容に粘土細工が示されたのは明治25年7月「尋常師範学校ノ学科及其程度」改正からである。そこでは尋常師範学校の男生徒に課す学科目の手工の程度は，第一・二学年は「木竹ノ細工」，第三学年は「木竹及普通金属ノ細工」，第四学年は「前学年ニ準シ更ニ紙細工粘土細工ノ大要ヲ授ク」とされた。最終学年で初めて粘土細工が示された。そして次のような記述が続き，いかにも手工が技術的内容を扱ったことが見て取れる。名称が芸能科工作に変わってからも同様の傾向が続いた。  
手工ヲ授クルニハ精緻ヲ主トシ手工ノ要旨ヲ覚リ作業ノ趣味ヲ養ハンコトヲ務メ模本ハ其地方ニ適切ナルモノヲ撰ビ兼ネテ材料ノ品質用具ノ保存方等ヲ知ラシムヘシ
8. 山形寛『日本美術教育史』（黎明書房，昭和42年）787頁。
9. 教材例を幾つか示しておく。紙工では，折り紙，色紙入れの袋や手紙さしのような実用になるもの，模型等。竹工では，実用品（粘土細工用のへら・衣紋掛け等），おもちゃ（竹とんぼ・水鉄砲等）等。木工では，基本工作法（のこぎりの使い方等），実用品（台類等），遊具類（舟・簡単な楽器等），模型，木製品の修理，大型家具の設計等。金工では，針金を主とするもの（魚焼き網等），板金を主とするもの（ちりとり等），火造り及び仕上げを主とするもの（小刀等），バックル・ブローチ等の図案及び製作，遊び道具・錠前・文房具・運動具・その他金属製家具類の小修理等。セメント工では，敷石・セメントレンガ・植木ばち・道路舗装及び修理，花壇の周囲・水そう・流し・足洗場等。
10. 例えば，後に島根大学初の彫塑教官となる小谷忠芳は大学移行後暫くは工芸を担当した。また大学移行の直前まで島根師範学校に在職しており，その後富山大学教育部へ転出し後に彫塑教官となる大瀧直平は，富山大学において最初期から彫塑を必修科目化するなど彫塑教育に力を入れていたが，大学移行後暫くは工作を担当した。小谷も大瀧も，大学移行直後も彫塑授業は行っていたであろうが，担当の名称が彫塑となったのは昭和39年の学科目制度の頃であった。
11. 例えば，東京学芸大学の場合は，師範学校時代から勤務していた新井喜惣次が昭和24年から彫刻教官として在職した（東京学芸大学二十年史編集委員会編集『東京学芸大学二十年史—創基九十六年史—』（東京学芸大学創立二十周年記念会，昭和45年））。大阪学芸大学の場合は，昭和27年に大阪における彫塑の元老植田作卯衛門が彫塑教官として赴任した（『大阪学芸大学15年史』（明治印刷，昭和39年））。
12. 「小学校・中学校教育課程の改善について（答申）」（昭和33年3月15日）。
13. 資料からも最初期から粘土による塑造重視の傾向がうかがえる。「彫刻」という名称をとる高等学校でも，昭和31年版要領の「彫刻の指導上の注意」に「（3）塑造は彫刻に比べて一般に表現が自由であるから，制作にあたって，塑造に重点をおくほうがよい。」とあった。
14. 昭和33年版要領でも，芸術科美術Ⅰで「表現材料は，なるべく技術的抵抗の少ないものを選ぶ。木や石の場合は，制作にとりかかる前に，いちど粘土で大まかな形を作ってみるのもよい。」，芸術科美術Ⅱで「粘土による制作の後，木や石などの他の材料に，それに適した表現を試みるのもよい。」「表現材料は粘土，木，石，金属，紙その他から題材に応じて適宜に選び」等と記された。

## 参考文献

- 金子一夫『美術科教育の方法論と歴史〔新訂増補〕』（中央公論美術出版，平成15年）
- 文部省内教育史編纂会編修『明治以降教育制度発達史』（龍吟会，昭和13-14年）
- 近代日本教育制度史料編纂委員会編集『近代日本教育制度史料』（大日本雄弁会講談社，昭和31-34年）

資料：学習指導要領等の法令における彫刻の扱いの変遷

(芸術表現としての彫刻の位置づけの安定する頃の昭和33年版要領までを対象とする。下線は引用者による。旧漢字は新漢字に改めた。＊は本稿筆者による概要である。)

1. 明治19年5月,「小学校令」(昭和19年4月)第12条に基づき定められた「小学校ノ学科及其程度」  
 第三条 高等小学校ノ学科ハ修身読書作文習字算術地理歴史理科図画唱歌体操裁縫ト土地ノ情况ニ因テハ英語農業手工商業ノ一科若クハ二科ヲ加フルコトヲ得唱歌ハ之ヲ欠クモ妨ケナシ
2. 明治23年10月「小学校令」  
 第三条 尋常小学校ノ教科目ハ修身読書作文習字算術体操トス /土地ノ情况ニ依リ体操ヲ欠クコトヲ得又日本地理日本歴史図画唱歌手工ノ一科目若ハ数科目ヲ加ヘテ女兒ノ為ニハ裁縫ヲ加フルコトヲ得  
 第四条 高等小学校ノ教科目ハ修身読書作文習字算術日本地理日本歴史外国地理理科図画唱歌体操トス女兒ノ為ニハ裁縫ヲ加フルモノトス /土地ノ情况ニ依リ外国地理唱歌ノ一科目若クハ二科目ヲ欠クコトヲ得又幾何ノ初歩外国語農業商業手工ノ一科目若クハ数科目ヲ加フルコトヲ得
3. 明治24年11月,「小学校令」(昭和23年10月)第12条に基づき定められた「小学校教則大綱」  
 第十三条 手工ハ眼及手ヲ練習シテ簡易ナル物品ヲ製作スルノ能ヲ養ヒ勤勞ヲ好ムノ習慣ヲ長スルヲ以テ要旨トス  
 尋常小学校ノ教科ニ手工ヲ加フルトキハ紙,糸,粘土,麦藁等ヲ用ヒテ簡易ナル細工ヲ授クヘシ  
 高等小学校ノ教科ニ手工ヲ加フルトキハ紙,粘土,木,竹,銅線,鉄葉,鉛等ヲ用ヒテ簡易ナル細工ヲ授クヘシ  
 手工ノ品類ハ成ルヘク有用ナルモノヲ撰ヒ之ヲ授クル際其材料及用具ノ種類等ヲ教示シ常ニ節約利用ノ習慣ヲ養ハントトス
4. 明治19年5月,「師範学校令」(明治19年4月)第12条に基づき定められた「尋常師範学校ノ学科及其程度」  
 第一条 尋常師範学校ノ学科ハ倫理教育国語漢文英語数学簿記地理歴史博物物理化学農業手工家事習字図画音楽体操トス /農業手工及兵式体操ハ男生徒ニ課シ家事ハ女生徒ニ課ス  
 第二条 各学科ノ程度左ノ如シ /〔中略〕 /農業ハ〔中略〕 /手工ハ木工具金工具ノ種類用法等及工業上ノ理財ノ要略
5. 明治25年7月,「尋常師範学校ノ学科及其程度」改正  
 第一条 尋常師範学校ノ男生徒ニ課スヘキ学科目ハ修身,教育,国語,漢文,歴史,地理,数学,物理,化学,博物,習字,図画,音楽,体操トス /土地ノ情况ニ依リ外国語,農業,商業,手工ノ中一科目若クハ数科目ヲ加フヘシ其数科目ヲ加エタル場合ニ於テハ生徒ノ所長ニ依リ其中ニ就キ一科目ヲ課スルモノトス  
 第十条 尋常師範学校ノ男生徒ニ課スヘキ学科目ノ程度ハ左ノ如シ /〔中略〕  
 十七 手工 /第一学年 毎週二時 /木竹ノ細工ヲ授ク /第二学年 毎週三時 /前学年ニ準ス /第三学年 毎週三時 /木竹及普通金属ノ細工ヲ授ク /第四学年 毎週三時 /前学年ニ準シ更ニ紙細工粘土細工ノ大要ヲ授ク /手工ヲ教授スル順序方法ヲ授ク /手工ヲ授クルニハ精緻ヲ主トシ手工ノ要旨ヲ覚リ作業ノ趣味ヲ養ハントトス務メ模本ハ其地方ニ適切ナルモノヲ撰ヒ兼ネテ材料ノ品質用具ノ保存方等ヲ知ラシムヘシ
6. 昭和16年3月「国民学校令施行規則」  
 第十七条 芸能科工作ハ物品ノ製作ニ関スル普通ノ知識技能ヲ得シメ機械ノ取扱イニ関スル常識ヲ養イ工夫考案ノ力ニ培フモノトス /初等科ニ於テハ紙,糸,布,粘土,セメント,竹,木,金属等ノ材料ニ依リ工作ヲ課スベシ /高等科ニ於テハ木工,金工,セメント工,手芸(女兒)ヲ課スベシ /前項ノ外必要ニ応ジ其ノ他ノ工作,図案,及製図ヲ課スルコトヲ得
7. 昭和22年5月「学習指導要領図画工作編(試案)」より要約(＊)  
 ・教材：「描画,粘土による表現,色彩,形態,図案,製図,紙工,木竹工,金工,手芸,セメント工,材料があり,その利用法を考えて作る,目的がさまじ,材料組み立て方を考えて作る,工具・備品の扱い方,美術常識,鑑賞」

学年	粘土による表現の指導目標	粘土による表現の教材例	指導方法
一	1.記憶・想像または写生によって表現させる。2.粘土による表現への興味を喚起する。3.事物を注意して見る習慣を養う。4.眼と手を練らせる。5.清潔の習慣を養う。	1.果物・野菜 2.簡単な器物 3.動物 4.児童の想像によって自由に作らせる。	粘土による表現は,表現材料が変わるだけで,表現の態度とか,気持とかは,描画とあまり変わらない。〔以下略〕
二	1.記憶・想像または写生によって表現させる。2.観察力を養う。3.粘土により,立体を表現する練習をする。4.眼と手を練らせる。5.清潔の習慣を養う。	1.果物・野菜 2.器物 3.建築物・交通機関 4.動物 5.人物	粘土による表現は,表現材料が変わり,したがって表現方法は変わるが,表現の態度や気持は,描画とあまり変わらない。〔以下略〕
三	1.写生・記憶・想像または構想によって表現させる。2.観察力を養う。3.粘土による立体,ことに曲面から成り立っている立体の表現練習をする。4.眼と手を練らせる。	1.器物 2.植物 3.動物	〔略〕
四	1.写生又は構想によって表現させる。2.観察力を養う。3.曲面の自由な表現練習をさせる。4.眼と手を練らせる。	1.植物 2.動物 3.器物 4.建築物	〔略〕
五	1.写生又は構想によって表現させる。2.形体に対する観察力を養う。3.曲面の自由な表現練習をさせる。4.創造力を養う。5.眼と手を練らせる。	1.植物・動物などの写生。2.器物の写生または構想による表現。3.建築物の構想による表現。	1.彫塑的なものを作るか,さら・はち・ちやわん・つぼその他の工芸的なものを作るか,またそれ等の中でも具体的にはどういふものを作るかを参考品をみたりしてきめる。この場合は偏ったものばかりを選ばないようにする。〔以下略〕
六	1.写生又は構想によって表現させる。2.形体に対する観察力を養う。3.立体表現の力を養う。4.創造力を養う。5.眼と手を練らせる。	第五学年の「粘土による表現」に準ずる。	1.彫塑的なものと,工芸的なものとを,適当に採り入れて練習する。〔以下略〕

・「『粘土による表現』の如きは,これまで,第五学年以上には採用されていなかったものであるが,粘土による表現そのものは,極めて小さい児童から,ずっと進んだ専門の域にまで,どの程度の者にも適する教材が極めて豊富にあり,しかもその価値は,彫塑的のものは描画に匹敵する価値を持っており,やきもののような工芸的なものは,他の工芸的なものに匹敵する価値を持っている。」(「第十章 第五学年の図画工作指導」65頁より)

8. 昭和26年12月「学習指導要領図画工作編(試案)」における内容の要約(＊)

小学校：描画,色彩,図案,工作,鑑賞。

中学校：表現活動・理解活動・鑑賞活動・技術活動に分け,表現教材として描画・図案・配置混合・工作・製図,鑑賞教材,理解教材,技能熟練教材。

高等学校芸術科図画教育課程：絵画,彫刻,図案,色彩,図法・製図,鑑賞,生活の美化,美術概論。

高等学校芸術科工作教育課程：工芸,彫刻,建築,図案,色彩,図法・製図,鑑賞,生活の美化,工芸概論。

9. 昭和26年小学校学習指導要領図画工作編における工作の指導内容—粘土による製作に関する部分の抜粋(＊)

・「⑧指導内容の3は,粘土で製作する系統を示したものである。この頃は第2項に含めてかいてもよいのであるが,粘土は他の材料による工作とは多少趣を異にし,また指導のねらいにも相違した点があるので,別項目にしたのである。」(45頁「工作の注」より)

第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	第五学年	第六学年
3. 粘土でいろいろな動物・野菜・果物, 簡単な器物などの形を, 自由にのびのびと作る。/ 製作に当たっては, 大きさの割合や, 形の正しさなどについての要求はまだしないがよい。	3. 粘土でいろいろな動物・人物・野菜・果物・器物・建築物などの形を自由にのびのびと作る。/ 形の大きさの割合とか, 正しさというようにについては, まだやかましくいわないでよい。	3. 粘土でいろいろな器物の形を作る。/ 粘土で, 植物・動物などの形を, 丸彫りしたり浮彫りにしたりする。このとき描画との関連をとる。/ 粘土で交通機関や, 建築物などの形を作る。/ 製作は創造的にのびのびと作る。	3. 粘土で, 植物・人物などの形を, 丸彫りまたは浮彫りで作る。/ これは描画との関連をとる。/ 粘土で手びねりの器を作る。このとき図案的考慮をする。/ 製作を計画的には始める。	3. 粘土で動物・植物・人物などの簡単な彫刻をする。これは描画との関連をとる。/ 粘土で巻づくりの器を作る。このとき図案的考慮をする。/ 粘土で建築物の形を作る。これも図案的考慮をする。	3. 粘土で動物・植物・人物などの簡単な彫刻をする。これは描画との関連をとる。/ 粘土で流し込み造り, 型ごめ作りの器を作る。できればそれを焼成する。これは図案との関連をとる。/ なお, ろくろ作りについてひととおりを知ることを知る。

10. 昭和26年中学校学習指導要領図画工作編における表現教材としての工作の指導内容—「粘土セメント工」に関する部分の抜粋(※)  
「1. 図画工作指導内容の範囲」に「1) 表現活動 (1) 絵をかいいたり, 彫刻したりするような美を目的とする表現活動」とある。

第一学年 (第七学年)	第二学年 (第八学年)	第三学年(第九学年)	備考
1. 製作題材 / 手びねりまたは巻き作りの器物, たたとえばさら・茶わん・つば・花びんなど。/ 建築物の模型, 簡単な浮きぼり, たたとえば, 植物の葉・花・動物・人物など, または建築装飾などに使う浮きぼりなど。/ 簡単な丸ぼり, たたとえば野菜・くだもの・動物・人物など。/ 製品は焼成したり石こうとりしたりする。	1. 製作題材 / 流し込み作りの器物, 器具たとえば灰皿・ブックエンドなど / 型作り器物・がんぐ/ たたとえば人形・動物・灰皿・角形の菓子ざらなど。/ 簡単な浮ぼりや丸ぼり(第1学年の継続) / 製品の焼成, 製品の石こうとり。	1. 製作題材 / 簡単なコンクリート工 / たたとえばコンクリートのブロック・植木鉢・流し・花壇のへり簡単な道, 路舗装など。	1. 粘土の仕事は焼き物その他の工芸的な仕事と, 彫刻のような仕方との両方面があるが, この両方をやるがよい。

11. 昭和26年学習指導要領図画工作編—高等学校芸術科図画工作課程における指導内容  
2 彫刻 2) 指導上の注意 (1) 彫像や塑像はその表現感情は絵画的表現と同様に考えられるが, これを技術の上からみれば絵画は二次元的な表現であるに対して, 彫像や塑像の表現は, 三次元的な表現で, その表現形式も異なっているが, 造形的表現においては同一にみてさしつかえない。粘土を表現材料として自由に立体的理念を表現することのできる特徴を生かし, 思想感情をいっそう拡充する意味で, 彫刻を芸術科図画の指導内容に加えたのである。/ (2) [中略] / (3) 材料としては, 粘土が主となるが, これらの選定については, 製作の目的に従って, 適当なものを入手できるように研究することがよい。[以下略]  
〔\* さらに, 具体的な指導内容を示した表中の項目に, 彫刻の意義と彫刻の実習が挙げられた。前者は, その要点に「美を対象にする純粋彫刻の特質について [以下略]」と記された。後者は, 1. 彫刻の材料の例として粘土, 木材, 石こう・セメント, 2. 製作の例として薄肉彫・厚肉彫 (例: びわ・とち・やつでのようなはっきりした大きい葉をとり粘土板上に模刻する。), 丸彫 (例: 手・足・耳などを丸彫りにする。マスクの製作), 石こうの型どり (石こうの型どりは, 粘土作品をほかの材料によっておきかえて保存に便利にすることや, 石こうの美しさをねらって石こうを材料にする作品をうる目的などによって型どりする。)と記された。]

12. 昭和26年学習指導要領図画工作編—高等学校芸術科工作教育課程における指導内容  
2 彫刻 2) 指導上の注意 (1) 彫刻には, 純粋美をねらったものと, 美と用とを製作の目的にしたものの二つに分けられよう。工作の指導においては主としてこの後者の工芸的な彫刻を指導の対象にする。  
〔\* さらに, 具体的な指導内容を示した表中の項目に, 彫刻の意義と彫刻の実習が挙げられた。前者はその要点に「彫刻を工芸として応用したものを主として指導対象とする。」と記された。後者は, 1. 彫刻の材料 (図画版と同じ), 2. 製作として薄肉彫厚肉彫 (図画版と同じ), 丸彫り (図画版と同じ), 石こうの型どり (図画版と同じ), 木彫 (木彫には, 小工芸として, 多方面に応用されている), 窯芸 (粘土その他を材料にする陶磁器を多量に製作するに應用されたものが窯芸である)と記された。]

13. 昭和31年改訂発行「高等学校学習指導要領芸術科編」  
I 芸術科美術の目標 「美術」は, 中学校の学習経験の上から立って, 絵画・彫刻・美術概論などの学習を通して, 次の諸項目の達成に努める。(1) 絵画・彫刻などの美的表現の体験を通して, 創造力を盛んにする。 / (2) [以下略]  
II 美術の内容 「美術」は, その内容を絵画・彫刻・美術概論の三つとする。[以下略]  
1. 「美術」の内容のおおの指導目標および指導上の注意  
彫刻の指導目標 (1) 彫刻は, 作者の思考と感情の統一された表現であって, 感動に基づいて芸術的に創造されるものであることを体得する。(2) [以下略]  
彫刻の指導上の注意 (1) 彫刻の表現では, 想像的表現を尊ぶように留意する。 / (2) [中略] / (3) 塑造は彫刻に比べて一般に表現が自由であるから, 制作にあたっては, 塑造に重点をおくほうがよい。 / (4) [以下略]

14. 昭和33年版小学校学習指導要領図画工作編「第2 各学年の目標および内容」の「2 内容」における粘土(彫塑)に関する各学年の項目(※)

第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
粘土を主材料として, いろいろなものを作る。			彫塑を作る。		
ア 作るものは, 人物・動物などの彫塑的なもの, 遊び道具・乗物・器物などのような工芸的なもの [第1・2学年につながるもの, その他幻想的あるいは抽象的なもの]の中から,			イ 作るものは, 児童の頭にあるものの自由表現と, 外界にあるものの写生的表現との二つの方法により,		イ 作るものは, 心の中にあるものの自由表現と, 外界にあるものの写生的表現との二つの方法により,
任意に選んで作らせる。ただし必要に応じて, 題を与えて作らせることもある。	児童に任意に選ばせて作らせる。ただし必要に応じて題を与えて作らせてもよい。	任意に選ばせて作らせる。ただし, 必要に応じて, 題を与えて作らせることもある。	任意に題を選んで作らせてたり, 題を与えて作らせてたりする。	任意に題を選ばせて作らせたり, 題を与えて作らせたりする。	

15. 昭和33年版中学校学習指導要領美術編  
1 目標 「(1) 絵画や彫塑などの表現や鑑賞を通して, 美術的な表現意欲を高め, 創作の喜びを味わわせる。」  
2 各学年の内容および指導上の留意事項 A 表現の彫塑に関する部分の要約(※)

印象や構想などの表現	第1学年	第2学年	第3学年
(1) 写生による表現	対象物の立体的な組立を観察し, 量感を豊かに表現させる。/ (ア) 表現題材は, 動物, 人物, その他の具体物とする。	対象物の立体的な組立を観察し, 均衡に留意して表現させる。/ (ア) 表現題材は, 動物, 植物, 人物, その他の具体的なものとし, 複合体などのやや程度の高いものを扱う。	対象物の立体的組立を観察し, 動勢に留意して表現させる。
(2) 構想による表現	表現題材は, 生活経験に関連のあるもの, 科学的なもの, 文学的なものなどとする。		

16. 文部省『中学校指導書』(東洋館出版社, 昭和34年, 45頁)「彫塑の語義は, 従来用いられている彫刻という通念のものと多少の相違はあるが, その本質は変わらない。/ 彫刻の彫は木や石などの固体材を彫刻することを指し, 塑は, 粘土のその他の可塑性材で肉付けして表現する場合を指し, この両方法の内容をもつ語として, 彫塑が適しているのである。特に, 近代になるにつれ, 彫塑的な方法で行われる表現活動が多くなり, それらにも彫刻という語を使うことが何となく適切でないという理由から, 比較的新しく生まれたことばである。」